

尾張旭市瑞鳳児童館、三郷児童館及び渋川児童館

指定管理者募集要項

令和7年6月

尾張旭市

「指定管理者制度」は、公の施設の管理業務を市が指定する民間事業者等に代行していただく制度で、民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費の縮減を図るものです。

本市では、尾張旭市瑞鳳児童館、三郷児童館及び渋川児童館の管理運営について、令和 8 年 4 月から指定管理者となっていただける創意工夫のある民間事業者等を募集します。

1 募集の概要

指定管理者を公募する施設等の概要は、次のとおりです。

(下記の 3 つの施設を一括して募集します。)

(1) 施設名称及び所在地

ア 尾張旭市瑞鳳児童館 (同施設内で運営する瑞鳳児童クラブの管理運営を含む)

尾張旭市大塚町二丁目 10 番地 3

イ 尾張旭市三郷児童館

尾張旭市瀬戸川町一丁目 229 番地

ウ 尾張旭市渋川児童館 (同施設内で運営する渋川児童クラブの管理運営を含む)

尾張旭市渋川町一丁目 6 番地 1

(2) 業務内容

別添「尾張旭市瑞鳳児童館、三郷児童館及び渋川児童館指定管理業務仕様書」及び「尾張旭市瑞鳳児童館、三郷児童館及び渋川児童館の管理運営に関する基本協定書(案)」を参照

(3) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年)

(4) 管理経費

466,860,000 円 (5 年分の上限額)

※ 上記の金額内で御提案ください。

※ 管理経費の算出根拠は、別紙 1 を参照してください。

2 応募の資格

(1) 応募資格

東海 4 県内 (愛知、岐阜、三重、静岡) で現に児童福祉法に規定する児童厚生施設を設置及び経営している (地方公共団体から運営を委託されている場合も含む。) 社会福祉法人又はその他の団体 (以下「団体」という。) で、尾張旭市瑞鳳、三郷及び渋川児童館の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者 (個人及びグループでの応募は不可。)

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する場合

イ 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中の場合

ウ 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取り消しを受け、その取り消しの日から 2 年を経過していない場合

エ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による更生手続又は再生手続中の場合

オ 最近 3 年間の法人税 (法人以外の団体の場合は、代表者の所得税)、消費税及び地方消費税並びに市町村民税を滞納している場合

カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体等の場合

キ 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当する場合

※ 上記合意書に基づき、応募者の役員名簿を愛知県守山警察署へ提出し、排除対象法人等に該当するか否かを照会します。

ク 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する場合

3 応募の方法

応募しようとする団体は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 収支計画書（様式3-1、3-2）

エ 団体に関する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 役員名簿（氏名（フリガナ）、生年月日、性別及び住所が記載されたもの）

(ウ) 令和7年度事業計画書及び前年の事業報告書

(エ) 職員の構成（保育士については平均年齢、平均勤続年数）

(カ) 法人にあっては、

a 当該法人の登記事項証明書（現在事項証明書）

b 過去3か年の法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書
《税務署で発行》

納税証明書（その1）…法人税に係るもの

納税証明書（その3の3）…法人税、消費税及び地方消費税に係るもの
《市町村で発行》

納税証明書…法人市町村民税に係るもの

c 過去3か年の貸借対照表及び損益計算書

d 過去3か年の人員表

e 会社概要や法人の活動を記したパンフレットがある場合は、添付してください。

(キ) その他の団体にあっては、

a 過去3か年の収支決算書

b 代表者の過去3か年の申告所得税、消費税、地方消費税及び市町村民税の納税証明書
《税務署で発行》

納税証明書（その1）…申告所得税に係るもの

納税証明書（その3の2）…申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの
《市町村で発行》

納税証明書…市町村民税に係るもの

c 代表者の身元証明書及び履歴書

d 過去3か年の人員表

(ク) 誓約書（様式4）

(2) 提出部数

原本1部（クリップ止め、A4判）

コピー8部（書類は、A4判 両面印刷 左とじ）

※ 事業計画書（様式2）及び収支計画書（様式3-1、3-2）は、電子データを併せて提出してください。

(提出先 E メール kodomomirai@city.owariasahi.lg.jp)

- (3) 提出期間
令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) から令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) まで必着 (郵送可)
※ 受付時間は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (土・日・祝日は除く。)
- (4) 提出先
尾張旭市役所 こども子育て部 こども未来課 (〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2 6 0
0 番地 1)
- (5) 留意事項
受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められません。

4 選定の方法

- (1) 審査方式
応募書類及び面接審査 (プレゼンテーション) により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査による 1 次審査を行い、上位 5 者程度を対象にプレゼンテーションによる 2 次審査を行います。
- (2) 選定会議による審査
別紙「指定管理者選定に関する審査基準表」に基づき、本市職員及び外部アドバイザーによる指定管理者選定会議で総合評価により審査します。
- (3) 候補者の選定
審査により順位付けし、(4) による選定結果の通知の後、最も上位の応募者から優先して指定管理者候補者の選定に関する交渉を行います。
- (4) 選定結果の通知等
選定結果は、選定後、応募者全員に対して速やかに文書でお知らせします。また、文書発送後、応募者名、会議の概要及び審査結果等を、本市のホームページに掲載し、公表を行います。
- (5) 協議・協定の締結
選定された候補者と事前に協定内容を協議し、市議会にて指定の議決を経た上で協定を締結します。

5 説明会の開催

次のとおり施設に関する説明会 (及び施設見学会) を開催します。参加を希望される場合には、令和 7 年 6 月 1 3 日 (金) までに申込書 (様式 5) によりお申し込みください (電子メール可。)

- (1) 日時
令和 7 年 6 月 1 8 日 (水) 午後 1 時から
- (2) 場所
尾張旭市瑞鳳児童館、三郷児童館及び渋川児童館
- (3) 会場の都合により、出席者は 1 団体につき 2 名以内でお願いします。

6 質疑回答

応募に当たっての質疑は次のとおりとします。

- (1) 質問の受付
質問事項を質問書 (様式 6) に記入し、こども子育て部 こども未来課に令和 7 年 6 月 1 8 日 (水) から 6 月 2 4 日 (火) までに提出してください (電子メール可。)
- (2) 質問の回答
質問に対する回答は、説明会に参加いただいた事業者全員に電子メールにより行います。

7 スケジュール

指定管理者の指定に関するスケジュールは、おおむね次のとおりです。

項目	日程
公募の公表	6月2日（月）広報・ホームページ掲載
募集要項等の配布期間	6月2日（月）～6月17日（火） 午前8時30分～午後5時15分 ※ 土・日・祝日を除く。
説明会の参加申込	6月2日（月）～13日（金）
説明会	6月18日（水）
質問の受付期間	6月18日（水）～24日（火）
質問の回答	6月27日（金）
応募書類の受付期間	6月30日（月）～7月14日（月） 午前8時30分～午後5時15分 ※ 土・日・祝日を除く。
審査（書類、プレゼンテーション）	7月下旬～8月上旬
候補者の選定	8月中旬
指定に係る議案の提出	8月中旬
協定の締結・業務開始の準備	10月以降

8 留意事項

- (1) 追加資料の提出
市が必要と認めたときは、追加の資料を求めることがあります。
- (2) 応募に係る費用
応募書類等の提出、プレゼンテーションの実施その他応募に要する費用については、全て応募者の負担とします。
- (3) 応募書類の取扱い
提出された応募書類は、指定管理者の選定に使用し、その他の目的には使用しません。
また、提出された応募書類は返却しませんが、本市において適切に管理します。
ただし、応募書類は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き公開の対象となります。
- (4) 応募の辞退
やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。
- (5) 失格
応募内容に偽りが判明したときは、その団体を失格とする場合があります。
- (6) 公租公課
指定管理者となられた場合の法人市民税等各種税の取扱いは、総務部税務課などにお問い合わせください。
- (7) 仕様書及び基本協定書（案）
業務内容等の詳細については、別添仕様書、指定管理者モニタリングの手引き及び基本協定書（案）を参照してください。

9 その他

本市では、児童館と児童クラブを小学校区単位で一体的に運営するという方針により、三郷小学校内で実施する放課後児童健全育成事業である三郷児童クラブについて、三郷児

童館の指定管理者へ業務委託する予定としています。

※別添の「参考：尾張旭市三郷児童クラブ事業運営業務委託仕様書（案）」参照

【募集に関する問い合わせ先】

尾張旭市役所こども子育て部こども未来課こども施設係

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 0561-76-8154

Eメール kodomomirai@city.owariasahi.lg.jp